

小児訪問看護重要事項説明書

(令和8年4月1日現在)

1 訪問看護ステーションはぐくみ概要

(1) 提供できるサービスの地域

事業者名称	訪問看護ステーション はぐくみ
所在地	愛知県半田市向山町1丁目110番地
法人種別	合同会社
代表者	加藤省吾
電話番号	090-3239-8993
サービスを提供する地域	半田市周辺
営業日・営業時間	①営業日：月曜日から金曜 ただし、国民の祝日及び12月28日から1月3日までを除く。 ②営業時間：午前8時30分～午後17時30分 ③24時間体制を取っておりますので、緊急時などは時間外でも訪問いたします。ただし、時間外の場合には利用料が異なります。 (利用料金は別紙の料金表を参照して下さい。)

※時間帯については、下記を参照してください。

- ・早朝・・・午前6時～午前8時
- ・夜間・・・午後6時～午後10時
- ・深夜・・・午後10時～午前6時

(2) 職員体制と職務内容

職種	資格	常勤	非常勤	職務内容	計
管理	看護師	1名	—	従事者の管理及び業務の一元的な管理	1名
訪問看護	看護師	1名	4名	訪問看護サービスの提供	5名
訪問看護	助産師	—	4名	訪問看護サービスの提供	4名
訪問看護	准看護師	—	1名	訪問看護サービスの提供	1名
訪問看護	作業療法士	—	1名	訪問看護サービスの提供	1名
訪問看護	言語聴覚士	—	2名	訪問看護サービスの提供	2名
訪問看護	理学療法士	—	1名	訪問看護サービスの提供	1名
事務	—	1名	—	事務	1名

2 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

訪問看護ステーションはぐくみは、適切な医療視点での養育を必要とする児に対し、生活の場である家庭において母子に合った看護を提供し、母の育児不安の軽減や、母のみでなく、取り巻くそれぞれの家族の役割の獲得を支援していく。また、医療的ケアが必要な児が、健やかに家庭で育っていけるように母、家族へ関わる。そして、母子が生活していく地域と連携を図り包括的支援をし、住み慣れた地域で安心して療養・成長が出来るための看護を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

- (1) 児の状態をふまえて、主治医の指示のもとに訪問看護計画を立案し看護を展開する。
- (2) 目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、訪問看護計画の修正を行いサービスの改善に努める。
- (3) 対象の健康状態、看護の目標や内容、具体的な方法、その他療養上必要な事項について対象及び家族に理解しやすいように指導や説明を行う。
- (4) 現在の医療レベル、看護レベルに沿ったサービスが提供できるよう知識と技術のブラッシュアップに心がける。
- (5) 母と家族が児への愛着を持って育児ができ、その愛情のなかで児が過ごせるよう寄り添う。

3 サービス提供内容

①看護介護行為（利用者に対して）

- ・バイタルチェック（血圧・体温・脈拍・簡易酸素飽和度測定）
- ・身体の保清（清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴など）
- ・療育指導（生活上の注意事項・食事指導など）

②医療的処置行為

- ・人工肛門ケア
- ・排泄管理ケア（浣腸・摘便）
- ・尿道留置カテーテル
- ・経鼻チューブ・胃瘻チューブ管理ケア
- ・在宅酸素療法管理ケア
- ・人工呼吸器
- ・気管切開
- ・ネブライザー
- ・喀痰の吸引・管理
- ・点滴管理
- ・皮下注射
- ・血糖測定

③介護者 に対して

- ・ 介護の方法指導・介護福祉など社会資源の紹介
- ・ 褥瘡予防・食事指導（介助の工夫・方法など）
- ・ 室内環境整備の工夫・安全対策の工夫・感染症に対する対応方法など
- ・ 介護者の健康相談・助言

4 利用料金

- (1) 訪問サービスは健康保険・こども・障がい者医療助成が適応になります。
- (2) 交通費、及びキャンセル料については、規定料金表(別紙)に定めたとおりの費用を支払うものとします。

5 利用料、利用者負担額、交通費及びその他の費用の請求及び支払い方法について

利用料、利用者負担額 その他の費用の支払い方法等	当月料金の合計額を、明細を請求書に付して翌々月に利用者指定口座からの自動振替か現金でのお支払いいただきます お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)
-----------------------------	--

※利用料、利用者負担額、交通費及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2か月以上遅延した場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

契約締結後、医師の指示書に基づき訪問看護計画書を作成し、サービス提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望される場合、いつでもお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了2ヵ月前までに文書で通知いたします。

③ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱した行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって契約を解約することができます。
- ・ 当日の健康チェックの結果により体調が悪い場合、サービスを変更または

中止することがあります。

- ・ サービス提供中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ・ 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。
- ・ 気象庁による警報発令時、または大雨、強風、積雪等の悪天候、自然災害などによりサービスの実施が著しく危険であると事業所が判断したときには、事業者からの申し出により、曜日の変更及び時間変更をお願いする場合があります。
- ・ 利用者が亡くなられた場合、通知がなくても自動的にサービスを終了します。

7 緊急事態の対応方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合、事前の打ち合わせにより、主治医等へ連絡いたします。

主治医	医療機関	
	主治医名	
	電話	
ご家族	氏名	
	電話番号	

8 事故発生時の対応方法について

- ・ サービス提供中に事故が発生した場合、主治医、市区町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・ 訪問看護のサービス提供に伴い事業者は損害賠償補償制度に加入します。

9 サービスの内容に関する苦情

訪問看護ステーションはぐくみでのご相談・苦情を承ります。

窓口 加藤朋子 連絡先 090-5035-0847

Mail hugkumi@outlook.jp 【件名】相談

- ・ 事業所以外の相談・苦情窓口

	連絡先
半田市在宅医療・介護サポートセンター	0569-84-0697
愛知県国民健康保険団体連合会	052-971-4165

※お住いの市町村に相談窓口があります。

訪問看護の提供開始にあたり、利用者（家族・成年後見人との契約となる）に
対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

年 月 日

名称 訪問看護ステーション はぐくみ
事業者 合同会社かとう
所在地 愛知県半田市向山町1丁目110番地
代表社員 加藤 省吾
説明者 氏 名 _____

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項
の説明を受けました。

年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印